

んど同ですが本年度より事業専従者の税額控除が認められ、事になりその点だけ減税になります。県民税については別項に詳細記載してあります。町民税、県民税とも同じ用紙に

事故は郡内最高

納税制度に一步前進したことです。町民税は昨年度とほと

麻生警察署は交通事故発生統計を発表しました。それによ

それそれ必要なことを記載することになります。この申告については回覧書を送付したり、申告期限の三月二十日迄には申告の説明会等も各所で実施しますのでその際不明の点はお尋ね下さい。

2月、3月

町税は
ありません

ると昨年中の発生件数は一二
二件で麻生町は32%の三九件
も事故を起しています。
これからは、オートバイから
自動車に切り替えるような傾

1日 はつうま、交通安全協会役員会
五町田港しんちよう工事着工
2日 鹿行開発打合、郡消防団長会議
3日 節 分
4日 立 春
5日 旧元旦、郡議会事務局長会議
水産冷蔵庫設置会議
6日 学校保健大会(公)
7日 大和婦人学級
9日 新生活話し合(根小屋)
10日 幼稚園児面接,成人病対策講演会(行)
鹿行総合開発大会協議会
13日 経済委員協議会
17日 公明選挙政治学習、臨時出納検査
20日 農業委員会、世帯更生資金貸付審査
23日 公明選挙話し合(大和地区)
24日 新農村建設事業竣工検査
28日 春の全国火災予防運動(3月13日まで)

町県民税の申告書は昨年度も提出願つておりましたが、こんどの改正ではとくに申告を義務づけられました。これは申告に基づいて納めていただくという民主的な申告

役場へは納入できません

年金の保険料の昭和36年度分はあと二月、三月分で終わるわけです。今月までに滞っている保険料がある方はその分を含めて二月末か三月末までには納付してください。若し納めないまま経過しますと次のようなことになります。

は三十七年五月一日からは町役場では取扱うことができないのでその保険料は国が直接徴収することになります。」

そうなりますと一人一人が指定銀行へ納めに行くことになり、なかなか手数がかりま

内に納付してください。

個人の県民税は、市町村民税とあわせて徴収されるもので、一般に住民税とも呼ばれており、県民のみなさんにもつとも縁の深い税金です。

この税には、県民の福祉の向上をはかるため必要な経費を、ひろく住民のみなさんに負担してもらい、その負担を通じて県政に関心をもつていただくことに大切な意味があるのです。

この課税の根拠を定めている地方税法の一部が改正になり、個人県民税の課税方法などについても大きく改められ、三十七年度から適用されることになりました。

個人県民税は、均等割(百円)と所得割によつて課税されることになっています。

いままでの所得割は、税務署が決定した前年分の所得税額を課税標準として、通常これに税率を乗じて算定しておりましたが、こんどは前年中の所得について計算した金額から所得控除や税額控除などを差し引いて算定することになりました。

$$\begin{array}{c} \text{收入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額} \\ \text{所得控除} \\ \text{雑損控除} \quad \text{医療費控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{生命保険料控除} \quad \text{扶養控除} \quad \text{基礎控除} \\ \text{課税所得金額} \times \text{税率} = \text{算出税額} \\ \text{税額控除} \\ \text{障害者} \quad \text{高齢者} \quad \text{勤労学生} = \text{所得割} \end{array}$$

必要経費には、青色事業専従者一人につき 八〇、〇〇〇円限度、白色事業専従者一人につき 五〇、〇〇〇円限度申告を要件として認められます。

申告制度になりました

県民税にも申告制度が採用され、前年中の所得金額を納税者のみなさんが、ご自分で計算して、それから所得控除や税額控除などの課税に必要なことがらを申告していただく。その申告に基づいて課税する。

申告制度になりました

④障害者、老年者、か婦、勤労学生などの税額控除をうけるために必要なことが以上のことについて申告しなければならぬわけですが、これは所得税においても申告義務を課されている事項ですので、所得税の申告書を提出している方は、なるべく皆さ

申告書の提出先

②町の条例で定められた場合において、その必要なことさらに該当する者：通常前年中の所得が九万円以下の者

東 統 合 中 上 棟 終 る

1月25日東統合中学校の上棟式を挙げることができました。この上棟式に寄せられました太田・大和地区の皆さんのご好意に厚くお礼を申し上げます。

交通事故發生統計表

(麻生署管内) (昭和36年)

1、総 計				
件 数	死亡	重傷1ヶ 月以上	軽傷1ヶ 月未満	物的損害
122件	0	33	81	約120万

2、時 間 別				
0～5時	5～7時	7～9時	9～11時	11～13時
3	3	18	15	18
13時15	15～17	17～19時	19～21時	21～24時
18	14	18	10	5

5、発生地域別				
麻生地区	潮 来	牛 堀	玉 造	北 浦
39	36	13	20	14

4、道 路 別					
	直線	交差点	曲角	屈曲路	その他
国道	17	1		1	
県道	70	11	3	6	
町道	7	1	2		1
その他	1	1			
計	95	14	5	7	1

温かい心をこめて

ラジオ第3第4号到着

不用になつたラジオを町内の生活不自由者に送ろう運動を
実施しています。

異狀乾燥に
火事を出すな!!

空気が大変乾燥しており、その上大風の吹く日が連日続いています。まったく発火に都合のよい日の連続です。この場合、火の連続したままにもかまわずに火を消す必要があります。灰にしてしまえば、火事を出さずに済みます。くれぐれも火事を出さないように用心して下さい。

自衛官募集

自衛官募集は、いつも受付けます。希望者は総務課にあります。用紙をお使いください。年齢は満十八歳以上二五歳未満の者で中学卒程度の学力を有する者となっています。

1月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地区	2,801人	3,033人	5,834人	1,223
太田地区	1,113	1,164	2,277	396
大和地区	2,542	2,740	5,282	917
行方地区	1,290	1,420	2,710	499
小高地区	1,811	1,895	3,706	684
計	9,557	10,252	19,809	3,719

第2回 財政事情書

本年度第2回の財政事情書を12月31日までに、簡単にご説明申し上げ、今後の御協力をお願いいたします。

①予算の執行

一般会計の部

才入の部

町税	34,315,906円
地方交付税	46,118,000
公企業及び財産収入	2,683,029
財使用料及び手数料	2,299,323
国庫支出金	3,152,806
県支出金	1,592,395
寄附金	2,179,725
繰入金	7,411,771
繰越収計	6,229,649
計	105,982,604

才出の部

議会費	2,542,657円
役場費	20,654,835
消防費	2,333,037
土木費	5,546,167
教育費	23,181,986
社会及び労働施設費	6,690,074
保健衛生費	2,554,066
産業経済費	7,051,931
財産費	2,956,346
統計調査費	4,890
選挙費	212,034
公債費	1,690,703
諸支出金	1,033,971
計	76,452,697

国保会計の部

才入	31,793,636円
才出	25,265,286円

一般会計と国保会計の合計では

才入	137,776,240
才出	101,717,983
差引	36,044,417円

のようになりますが、12月31日以降は収入額が少額で、その上、年度末にかけて相当多額の歳出額を必要とします。

②町税負担の状況

昭和36年4月1日から12月31日までの町民の町税負担状況は次のようになります。

税目	調定額	1世帯負担	1人当り負担	備考
町民税	7,521,288円	2022円	379円	19826人 3719戸
固定資産税	21,816,800	5866	1100	// //
軽自動車税	1,062,590		807	所有者総数1316
保険税	13,437,090	4296	763	17612人 3128戸

③町有財産について

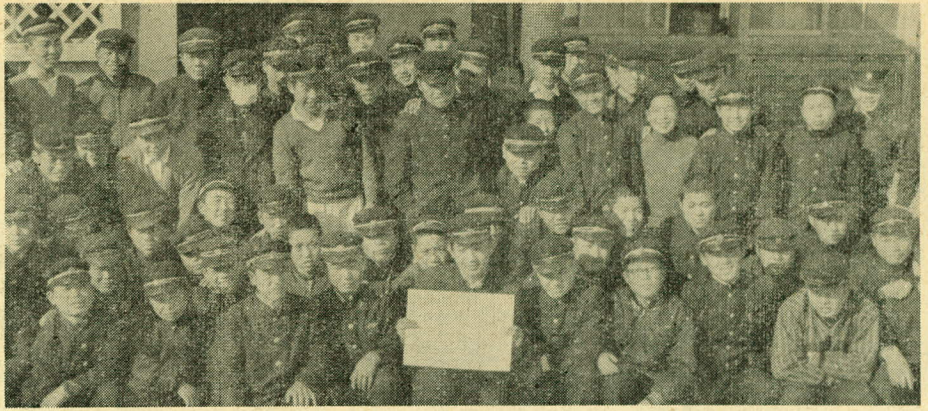
財産の別	現金	有価証券	建物	土地	その他
町基本財産	278,218円	205,400円	465,00坪	1219,84坪	14,120反
学校基本財産	17,372		4576,00坪	18445,68坪	109,311反
行政財産			1223,73坪	3849,29坪	6,016反
財政調整積立金	6,003,000				

④町債について

義務教育施設整備事業費	14618,969円
公営住宅建設事業費	2932,300
道路整備事業費	2218,751
漁港災害復旧事業費	1109,273
臨時救急農施設	523,162
計	21402,455

以上、財政のあらましを御報告しましたが、内容的には国民宿舎の建設、東統合中学校の第一年度建設、大和第二小老朽校舎改築等多額の投資的支出をしているわけです。この多額の支出金額は、主に起債と補助金であります。その他にも自己財源は少くありません。皆様方の認識によりまして、納税成績は向上の一途をたどっておりますが、更に御協力をお願いいたします。

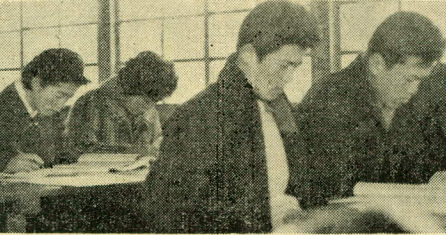
消防に活躍の太田分校生徒77名



美拳は美拳を生む

中学生が集团的に活躍して、風速十メートルの強風下の出火に際して、隣接家屋や山林への飛火の消火にあたり、その上、炎上中の家屋内の家財、家具、飯米までも搬出して、被害を最少限度に止め、感謝されています。また町から表彰状を授与され、それに副賞として与えられた金円を、町の生活困窮者に寄贈するなど、子供とは思えぬ美拳に町民一同感激しています。

一月三〇日午後三時三十分頃大矢幡山口さん方から出火、折柄の強風にあおられて火は、みるみるうちに居宅、物置、肥料舎を火の手に包んだが、約三〇メートル離れた東中学校太田分校教室校庭では中学生七名が体操の授業時間中であつたが、いち早く、教師の指導のもとに、馳せつけり、式に家財、家具、飯米など火の手を遠く及ばない距離まで搬出し、再燃の心配ないことを確かめ、今度は裏山の雑木林の延焼をくいとめるため、田圃の泥を搬入して山に防火壁を造り、山林や隣接家屋の類焼を防止したのです。この消防協力の精神、機敏果敢な行動、家財搬出の協力その上被害を最少限度に止めたことに對し、町では二月一日、金一封をそえ表彰状を授与しました。翌二日、生徒代表平山英夫君と篠崎俊一君が役場を訪問し、「生徒会で決定したのですが表彰状と一緒にいただいたこの金一封



にわとり、豚、犬の放飼いは止めよう

農家の皆さんは、食糧増産のため耕種改善、品種の改良、施肥改善、病虫害防除等を実施して一粒でも多く生産しようとするが、家畜の放飼いは、農家の皆さんにとり、害を及ぼす。この主なものは、にわとりと豚、(特に子豚)及び犬の放飼いで、随所に見受けられます。特に麦類は現在分けつ最盛期の一番大切な時で、にわとりや豚、犬に葉や根を食い荒されると80%~90%は減収します。家畜の放飼いは絶対に止めよう。もし放飼いのため他人の農作物に被害を与えた場合には被害量に応じた相当分の補償をするぐらいの心をもつていただきたいものです。

女性も農業専門の学習をしている。毎朝六時三十分の第二放送で放送されるラジオ農業学校をご存じですか？この放送によって、テキストを参考に学習している青年が毎月一回集合

贈与税の申告と、納税は二月二十八日が期限です。麻生税務署

場所	時間	種痘(ジフテリア)
大和一小	2~3月	2月19日
三三	2月	2月23日
小高	2月	2月27日
行方	2月	2月28日
麻生	2月	2月28日
太田	2月	2月28日

種痘とジフテリア接種。入学児童と卒業児童に次のように種痘とジフテリアの予防接種をします。

して研修しあつて麻生農業学校から開設されて三六年度から開設されています。この学校は毎月一回現地研修として、一月間の毎朝のラジオ学習を共同で研修しています。その青年の中に九名の女性が在籍して、男性に負けず、専門の農業を研究しています。これからの農業は女性でも専門的に勉強して行かねばならないと思うと、大変心強いものが感じられます。今後、このような熱心な女性が増えることを望んでいます。父兄の方の御理解をいただきます。

区	男	女	計
生第一	265	310	575
二	241	253	494
三	214	253	467
四	77	80	157
太田第一	322	350	672
二	208	223	431
大和第一	402	452	854
二	405	441	846
三	286	322	608
四	214	230	444
行方	628	676	1304
小高	972	1043	2015
計	4234	4633	8867

農委選挙人名簿投票人員が確定

四月に入學する児童の健康診断を、各小学校ごとに実施します。保護者は次の日程により検査を受けさせて下さい。二月一三日午後一時小高小、二月一四日午後一時太田小、二月一四日午後一時大和一小、二月一九日午前九時大和一小、二月二〇日午後一時麻生小

第一診療所で新車購入

第一診療所では往診用小型四輪車が老朽したので新車を購入しました。

現農業委員の任期(昭和37、38、39)満了にともない改選があります。この選挙に使用する農業委員会委員選挙人名簿登載人員が上表のように確定しました。

母と子の幸せを願って

児童扶養手当制度の発足

児童扶養手当制度が開始されています。これの認定請求書が厚生課にあります。該当すると思われる方は、地元民生委員の役場に申し出て下さい。この手当は、父母の離婚等の理由で義務教育終了前の児童を母が監護している場合や、児童を父母以外の方が養育している場合などに支給されます。ただし、すでに公的年金を受けている場合や、前年の所得が十三万円に児童一人につき三万円を加算した額である場合などには支給されません。この手当額は月額で児童一人の場合は八〇〇円、二人の場合は一、二〇〇円、三人以上の場合は一、二〇〇円に三人以上一人につき二〇〇円を加算した額です。この手当の支払いは最寄りの郵便局で三月、五月、九月の三期に行われることになっています。

生ポリワクチン

六年生まで

生後三ヶ月(37、3、1現在)から小学六年生までの子供に生ポリワクチンの投与を次のように行います。ただし、去年、生ワクチンを今までに三回ポリオ予防接種を終った者を除きます。三月八日麻生小、9日太田小、12日大和一小、13日大和一小、14日大和三小、15日小高小、16日行方小

自衛隊員で整地

東中三月初旬から県に整地を委託し、校舎建設には差支わりなく整地を完了していましたが、その残余の整地を自衛隊に懇請したところ、三月初旬から実施してくるようになりました。